

## **[事案 23-161] 年金増額請求**

・平成 24 年 12 月 27 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 23-162] の申立人の配偶者である。

### **<事案の概要>**

個人年金保険について、保険料を支払うことにより、主契約の年金増額が遡及して完了する契約上の地位の確認等を求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 4 年 7 月に加入した個人年金保険について、年金の増額を希望したが、保険会社の迅速な対応がなく、その都度、提示される金額も異なり、保険会社に不信感を持っている。よって、本来であれば増額手続きが行われていたはずである平成 23 年 6 月に遡って、保険料を支払うことと引き換えに、主契約の年金増額が完了する契約上の地位の確認、および慰謝料の支払いを求める。

### **<保険会社の主張>**

遡及による主契約の年金増額については検討する。しかし、慰謝料は不法行為の存在を前提とするものであり、不法行為に相当する違法行為があったとは認められないため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された申立書、答弁書等の書面にもとづき審理を行っていたところ、保険会社から、和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の調印をもって解決した。